

返戻金について

当社を通じて採用が確定した求職者(以下、「採用者」という。)が、

(1) 入社日から起算して1ヶ月以内に採用者の自己都合により退社した場合、または採用者の責による事由で解雇となった場合には、支払った報酬額の70%を返還する。

(2) 同1ヶ月超3ヶ月以内に採用者の自己都合により退社した場合、または採用者の責による事由で解雇となった場合には、支払った報酬額の40%を返還する。

(3) 同3ヶ月超6ヶ月以内に採用者の自己都合により退社した場合、または採用者の責による事由で解雇となった場合には、支払った報酬額の20%を返還する。

但し、採用者に対する処遇及びその他の労働条件が採用内定時の雇用契約内容と異なることその他、求人者の責による事由に起因する退社の場合及び採用者の死亡・病気など不測の事態による場合はこの限りでない。